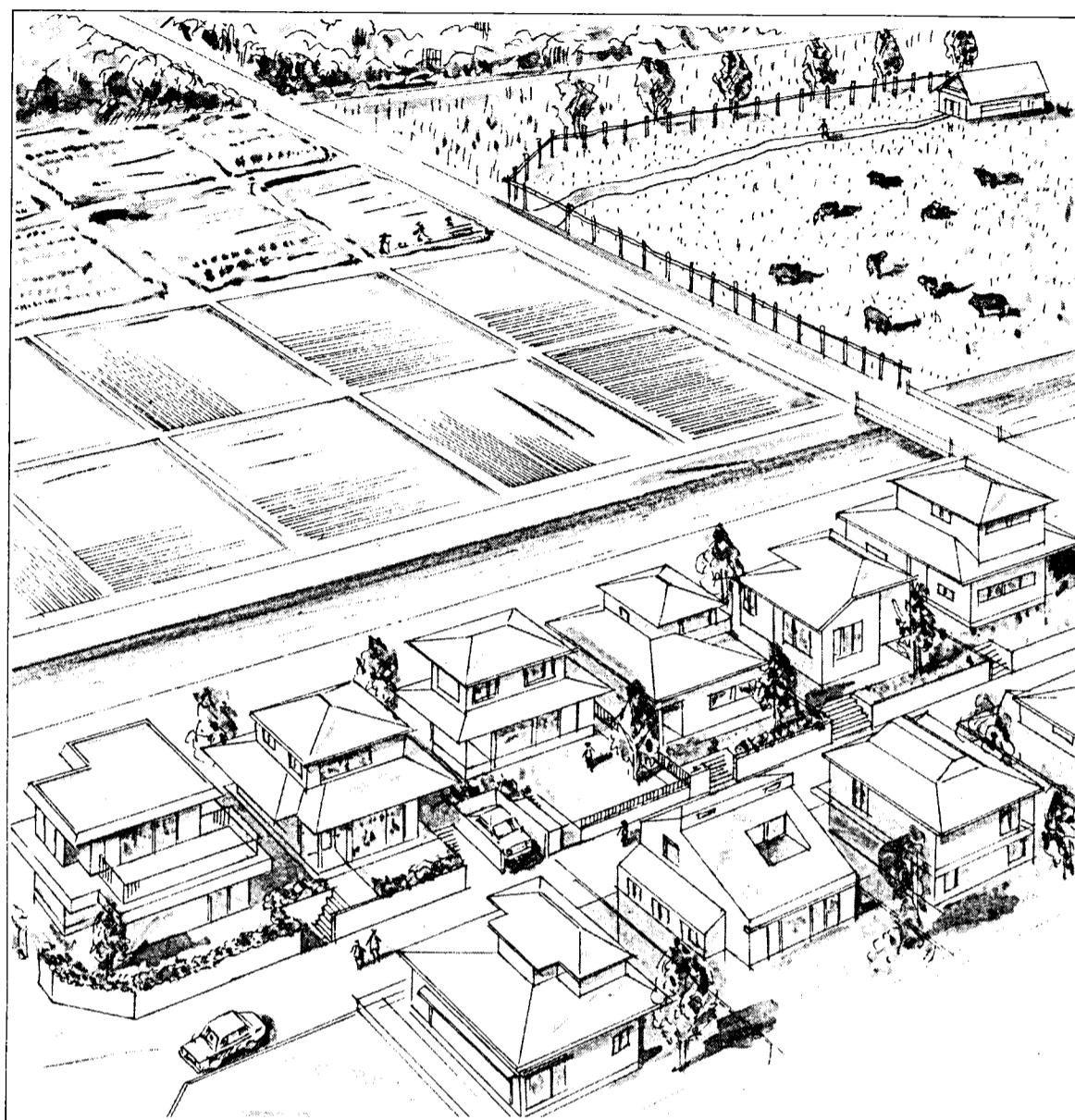


# 住みよい街づくりのために



## 公述申出書の書き方

## 公述申出書

鹿児島県知事 鎌田要人殿

私は6月19日に開催される鹿児島市都市計画区域の市街化区域及び市街化調整区域の都市計画の変更、並びにこの変更に伴う用途地域の変更に関する公聴会で下記の要旨の公述をしたいので申し出ます。

昭和57年 月 日

住所

郵便番号

氏名

年齢

TEL

職業

意見の要旨及び理由(別紙)

- (注) 1. 公述申出書はB5版(タテ約25cm×ヨコ約18cm)として横書きのこと。  
2. 意見の要旨及びその理由はB4版400字詰め原稿用紙1枚に簡単に記載のこと。

## 公述申出書の送り先

〒892

鹿児島市山下町14-50

鹿児島県土木部都市計画課

公述人  
公聴会において意見を述べる  
人です。  
公述人の資格  
公述人になることができる人

鹿児島県医師会館(市内中央  
町八の一、西駅前ナポリ通り)  
午後一時~四時

日 時  
昭和五十七年六月十九日(土)

- 山下町十四の五〇 県土木部  
都市計画課 (22)八一一内線  
三〇九三  
● 山下町十一の一 市都市計画  
部都市計画課 (22)一一一内  
線四二二三

- 山下町十四の五〇 県土木部  
都市計画課 (22)八一一内線  
三〇九三  
● 山下町十一の一 市都市計画  
部都市計画課 (22)一一一内  
線四二二三

## || 鹿児島市都市計画区域 ||

# 市街化区域及び市街化調整区域を変更

特  
集  
都  
市  
計  
画

都市の秩序ある発展と計画的な市街地の形成を図るため昭和四十六年二月、市街化区域(道路、公園、下水道などの都市施設の整備や土地区画整理事業などの市街地開発事業を優先的かつ計画的に進める区域)と市街化調整区域(農地や森林などの自然保全に努め、原則として開発を禁止し、無秩序な市街化を抑制しようとする区域)に区分することが決定され、それぞれの区域に応じた土地利用計画がなされてきました。その後、人口や

産業等の変化の中で、見直しが必要になってきました。

このため、鹿児島市は、昨年三月策定した市総合計画を考慮しながら線引きの見直しの素案を作成、これを受けて、県はその変更案を作成しました。そこで、県と市では、この案について市民の意見をお聞きするため、次の要領で公聴会を開催することになりましたので、線引きの内容についてご紹介しましょう。

## 公聴会の開催

## 公述申出書の提出方法

公述を希望する人は、左記の公述申出書を鹿児島県都市計画課あて一部提出してください。

公述申出期限  
昭和五十七年六月十二日(土)  
まで必着のこと。

## 公述人の選定

公述人が多数のときは知事が選定し、本人へ通知します。

## その他

公聴会の傍聴は自由ですので、傍聴を希望する方は、直接会場へおいでください。ただし、席に限りがありますので、先着順に入場していただき、満員のときは入場を断る場合がありますので、あらかじめご了承ください。

## 問合せ先

公聴会の傍聴は自由ですので、傍聴を希望する方は、直接会場へおいでください。ただし、席に限りがありますので、先着順に入場していただき、満員のときは入場を断る場合がありますので、あらかじめご了承ください。

## 第1種住居専用地域



低層住宅地としての良好な環境を保護するための地域です。工場や風俗営業施設など、良好な住環境をそこなう建物は建てられませんが、日常生活に必要な一定の店舗併用住宅、公衆浴場、小・中学校、小規模な郵便局などは建てられます。

## 第2種住居専用地域

中高層住宅も建つよう住宅地としての良好な環境を保護するための地域です。工場、ボーリング場、旅館など良好な住環境をそこなう建物は建てられませんが、病院、一定規模以下の店舗・事務所などは建てられます。

## 住居地域

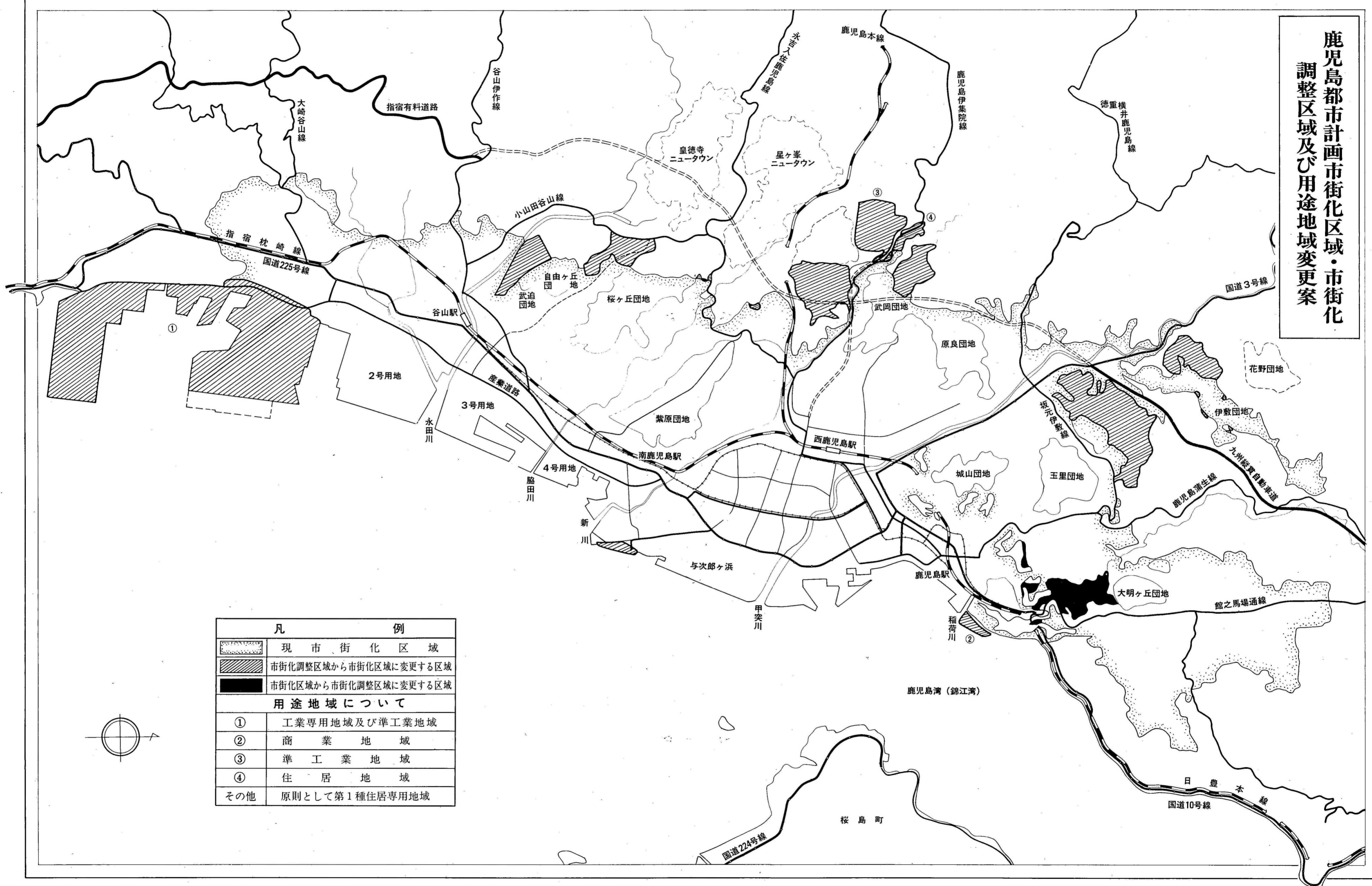


主として住居の環境を保護するための地域です。工場や劇場、キャバレーなど住環境をそこなう建物は建てられませんが、特に小規模な工場や、パチンコ屋、ボーリング場、ホテル、旅館などは建てられます。

## 近隣商業地域

周辺の住民に対して日用品を供給する商業などの利便を増すための地域です。一般的な工場や劇場、キャバレーなどは建てられませんが、店舗・事務所などのほかに小規模な工場は建てられます。

鹿児島都市計画市街化区域・市街化調整区  
域及び用途地域変更案



# 市街化区域変更の基本的考え方

## ◇◇昭和65年の人口等を勘案し設定◇◇

土地をどのように利用するかは、都市の性格および将来の発展を左右する重要な問題です。美しい快適な生活環境をつくるためには、無秩序な土地利用を制限しながら、計画的な土地利用を進めていく都市計画が必要です。

その中で、無秩序な市街地化を規制し、自然や農林業用地を保護しなければならない地域と市街地化を進めた方が良い地域に仕分けるのも重要な仕事です。

年とする。  
②市街化区域の拡大は、鹿児島市総合計画（昭和六十五年）で想定された人口や産業を適切に収容することとし、それに見合った必要最小限の範囲とする。

的な市街地開発事業の実施が確実な区域で、現在の市街化区域の道路等の都市施設整備が整合する区域  
④都市計画道路等の整備とあわせて、その沿道の計画的市街化を図るべき区域  
⑤区域区分界としていた地形や地物の変動及び、区域を明確にするために市街化区域とするべき区域

今度の見直しにより、新しく市街化区域に編入する区域のうち、未整備地区については、この見直しとともに、都市計画法に基づく道路の決定や市街地整備計画を決定することが、可能な区域のみとする方針です。

①変更の目標等

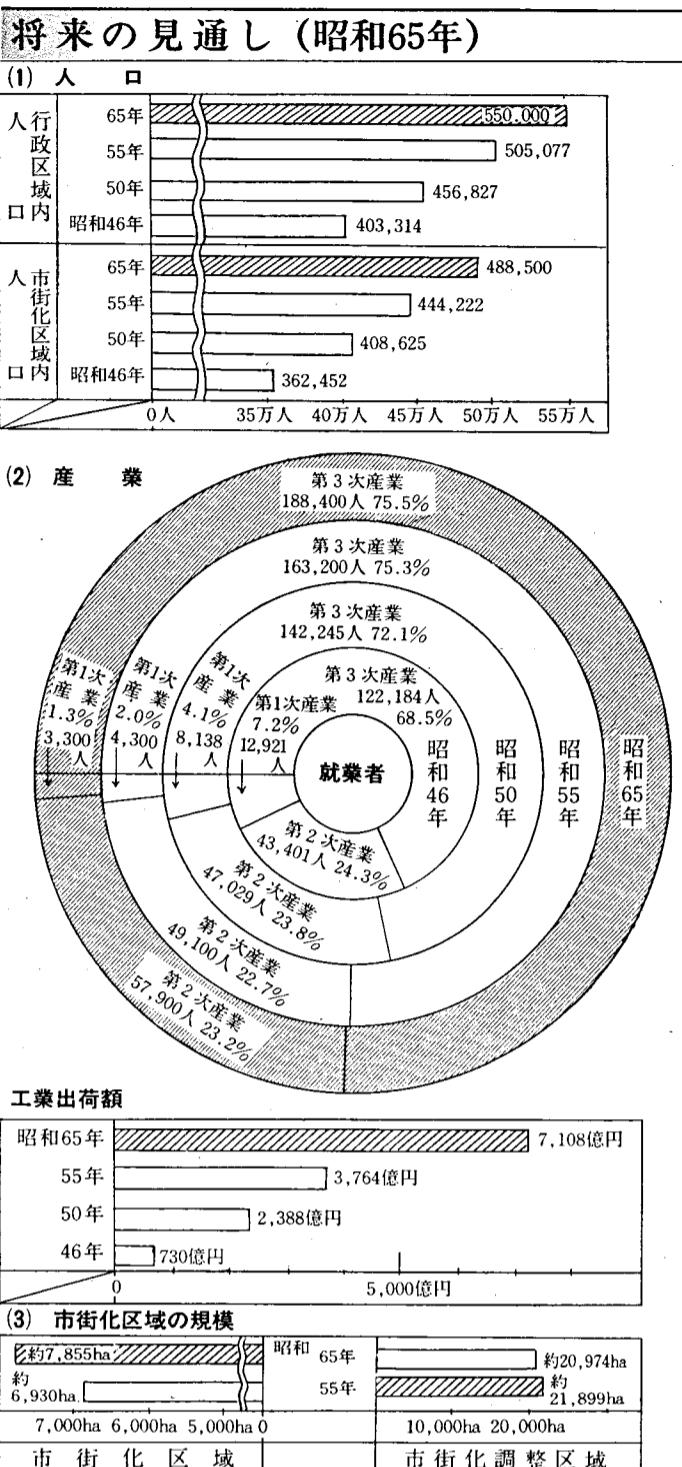
市街化調整区域の変更の基本方針  
①変更の目標年次は昭和六十五年

①都市計画法第三十四条一項十号イに基づく開発行為（旧住宅地造成事業に関する法律に基づく宅地造成事業を含む）で、現在の市街化区域に接し既に造成が完了した区域  
②県または鹿児島開発事業団が現在の市街化区域に接して開発した区域  
③現在の市街化区域に接し、土地区画整理事業等により計画

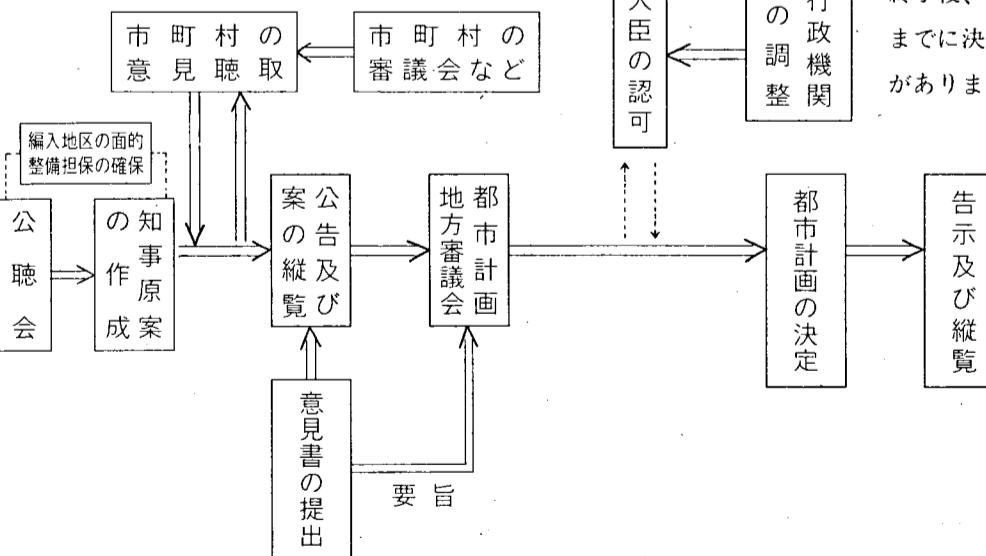
①現在の市街化調整区域に接し今後とも市街化を図る見込みのない区域  
②区域区分界としていた地形や地物の変動及び、区域を明確にするために、調整区域とするべき区域

## 用途地域の変更

今度の用途地域の変更は、市街化区域の変更に伴う土地の区域のみの変更となります。なお、現在の市街化区域内の用途地域の変更は線引き見直し後、すみやかに見直しするよう作業に努めます。



## 都市計画変更手続き



都市計画は法律に基づく決定告示をしなければ成立しません。公聴会が終了後、図のような手続き（他の行政機関との協議を含む）を経て12月頃までに決定告示をする予定ですが、協議の進み具合等により変更することがありますので、あらかじめご了承ください。

### 問合せ先

変更案の詳細等については下記の所に準備しておりますので、お気軽にお立寄りください。

○鹿児島市都市計画部都市計画課

〒892 山下町11の1 TEL ⑨1111 (内線 423)

○鹿児島県土木部都市計画課

〒892 山下町14の50 TEL ⑨8111 (内線3093)

### 商業地域

銀行、百貨店、映画館、飲食店などの各種の商業業務施設が集まる都心などの商業業務の利便を増すための地域です。特に商業地としての環境をそこなうような工場などの建築が制限されるだけで、その他の用途の建物はほとんど何でも建てられます。また、土地を高度に利用できるようになっています。

### 準工業地域

主として環境の悪化をもたらすおそれのない、工業の利便を増すための地域です。特に公告の発生のおそれのある工場や危険物を扱う工場を除いてはほとんどの用途の建物が建てられます。



### 工業地域

主として工業の利便を増すための地域です。準工業地域では建てられないような工場も建てられます。工場以外の建物については、住宅、店舗、娯楽施設などは建てられますが、学校、病院、ホテルなどは建てられません。

### 工業専用地域

特に工業の利便を増すための地域です。工場はどんなものでも建てられますが、工業の利便をそこなうおそれのある建物は建てられず、学校、病院、ホテルなどはもちろん、工業地域では建てられる住宅、店舗、娯楽施設なども建てられません。

